

江戸時代の奉公人調達・斡旋に係わる 事業・業者の諸類型試論

吉 田 正 志^{*}

目 次

はじめに	
第1節 類型	= 領主権力関与強・都市型
第2節 類型	= 領主権力関与弱・都市型
第3節 類型	= 領主権力関与強・農村型
第4節 類型	= 領主権力関与弱・農村型
おわりに	

はじめに

1 本稿の課題

2008年5月発表の佐藤正三郎「家中奉公人徴集制度の成立と目的 出羽庄内藩『振人』制度を例に」¹⁾は、この本稿でも参照する森下 徹氏と東谷 智氏の論争を意識しつつ、論文題の解明を試みたものであるが、その最後の註(50)において¹⁾、私が現在より34年も前の1977年に発表した論文「近世雇傭法の構造とその史的展開過程序説」(2・完²⁾)²⁾が取り上げられ、吉田は元禄以降領主が武家奉公人確保のために諸機構を整備したと指摘しているが、「武家奉公人の個別的、実証的研究が蓄積されつつある現在、改めて吉田のような広い範囲を対象とした比較、検討作業が必要なのではないだろうか」と提言している。

^{*} よしだ・まさし 東北大学大学院法学研究科教授

確かに、森下氏が岡山藩、東谷氏が長岡藩を対象とした論文を基として論争しているだけに、それを止揚するためには、さらに「広い範囲を対象とした比較、検討作業が必要」というのが、佐藤氏の提言であり、その引合いに私の論文が出されたことは、私の論文が「広い範囲を対象」としていと、おそらくプラスの評価を与えてくれたものと思う。

しかし、私が当該論文を執筆した時点では、さほど明確な問題意識もなく、ただひたすら主として東北諸藩の関連史料を集めなければいけないと考えていただけで、それもとうてい十分な調査を行い得たわけではない。それにもかかわらず、この拙論が佐藤氏の目に止まり、しかも一定のプラス評価をいただけたというのは、何とも面映ゆい気持ちがあるとともに、いささかの喜びでもある。

そこで、図に乗るな、とのお叱りを受けるかもしれないが、拙論発表後も折りに触れて、江戸時代の奉公人を調達・斡旋した事業や業者についての史料・文献を集めてきたので、本稿でその一端を紹介したい。ただし、それらを単に羅列しただけではあまりにも非学問的なので、ここではそれらを下記の基準に則って類型化したうえで紹介してみようと思う。

2 類型化の基準

以下で概説するように、江戸時代の奉公人を調達・斡旋した事業・業者はきわめて多様である。歴史学としては、その1つひとつを詳細に分析することが必要であるが、それを行うためには相当大規模なプロジェクトチームを組むことが不可欠であり、私のとてもし得るところではない。

そこで、本稿では、そのような奉公人調達・斡旋に係わる事業・業者のいくつかを取り上げ、それを類型化しつつ追究することにより、それが江戸時代の雇用関係にどのような役割を果たしたかを明らかにするという方法を採用したい。

その際重要なのは、類型化にあたっていかなる基準を採用するかである。基準となるものは、例えば、前期・後期といった時期、武家奉公・農村奉

公といった職種, 男性奉公人・女性奉公人といった性別等々, いくつかの基準が考えられる。そのいずれもが類型化にあたり一定の有効性を持ち得るが, 本稿では, 縦の基準軸として幕藩領主権力の関与の度合いをおき, 横のそれとして都市雇用労働か農村雇用労働かの差異を据えることにしたい。

このうち, 後者についてはさほど区別に困難はないだろう。三都をはじめ城下町を都市とし, それ以外は町場も含めて農村としたい。しかし, 前者については, 何をもってゼロ起点とするかが必ずしも鮮明でない。よって便宜上ということになるが, 後述する江戸の番組人宿への領主権力の関与の度合いをもってそのゼロ起点としておく。

それでは, なぜこのような縦横の基準軸をおくのかということ, 幕藩領主の策定する雇用関係法の動向として, 江戸時代前期の武家奉公人確保を中心とする政策が, 後期には農村奉公人確保のそれへと推移していくことが見通されるのだが, この政策動向のなかで奉公人の調達・斡旋に係わる事業・業者がいかなる位置付けをされたかを解明するためには, ここに設定する基準軸が最も有効と考えられるからである。

さて, この基準軸を設定したとき, 類型は,

領主権力関与強・都市型

領主権力関与弱・都市型

領主権力関与強・農村型

領主権力関与弱・農村型

の4類型を指定できる。以下, この順で個別に検討していくこととするが, 各類型ともさらにいくつかの下位類型を設けることで, より有効な分析手段としたい。

第1節 類型 = 領主権力関与強・都市型

1 領主役所・役人自身が武家奉公人を調達する型

類型 のなかで, まず最も領主権力の関与が強いのは, 領主の役人が直接武家奉公人を調達する型である。原理的にいえば, 江戸時代の武士は主

君への軍役を果たすため、つねに一定数の奉公人を抱えておくべきであり、それができないのは主君への忠誠義務違反であって、それを主君が積極的に救済するため奉公人を調達してやることはあり得ない。

しかし、現実にはそれが行われることもあったのである。具体的には、藩直属奉公人も含まれるが、以下の事例が知られる。

白河藩（榊原家・本多家等）の家中奉公人

白河藩は領主の交代が頻繁に行われた藩であるが、寛永20年（1643）の榊原氏入封以来、高100石につき1人の奉公人徴発方針が打ち出され、慶安2年（1649）本多氏入封後もこの制度が継続された³⁾。

しかし、給金が安いこともあって、村々はその割当人数分の奉公人を集めることが困難となり、そのため村々は、藩から奉公人に与えられる給金のほかに村から増金を与えて奉公人を集め、義務を果たすという状態であった。

寛文頃になると、藩はこの増金に目をつけ、この増金に相当する額、すなわち白河領12万石全体で年1,700両を上納すれば、村々から奉公人を出すことを免除するとし、その代わり藩は人屋を設置して、それを通じて武家奉公人を確保する方針を採った。

ところが、早くも天和頃にはこの人屋を通しての武家奉公人確保が順調にいかず、再び村割りに奉公人を出させ、そのうえいままで上納させていた金額も引き続き上納することを命じた。

この方針は、その後の数度にわたる領主交代にもかかわらず引き継がれ、年貢とともに領民の生活を極度に圧迫するものとなっていた。そのため、天和元年（1681）、寛保元年（1741）、文化6年（1809）等の農民の訴願・騒動に際し、こうした奉公人提供負担の廃止・軽減が要求された。

会津藩（保科家）の郷中間

会津藩でも近世初頭から武家奉公人の不足がみられ、万治2年（1659）には、「近年年季居・一季居之奉公人少ク、御家中之者迷惑いたし候故、去頃相窺候上、江戸常詰并御近習・外様共、番代り二罷登候者へ郷中間を

被貸渡候」という措置が取られている⁴⁾。この「郷中間」というのは、「五百人程差出候分八、さのミ百姓の痛、耕作之障二も相成間敷」との前提のうゑに徴発される者のようなので、と同様、強制的に在郷から徴発される武家奉公人と考えてよかろう。

ただし、この措置は、翌3年にも取られているものの、本来はあくまでも一時的な措置と考えられていたらしい。

岡山藩(池田家)の人奉行

岡山藩は、遅くとも元禄10年(1697)以降人奉行を設置して、出替期の家中奉公人確保を図った⁵⁾。人奉行は郡会所におかれて、定員は3名であった。その役割は、(i) 奉公人個別の移動を把握し、奉公人の家中奉公からの離脱を阻止すること、(ii) 一定数の奉公人を確保したうえで、「給米之指紙」を交付して、それをもつ者のみを召し抱えさせることにより、奉公人給金額を一定額以下に抑制することであった。これによって、家中は全体として必要な奉公人確保を保障されていた。

もっとも、中期の岡山藩は、城下においてざるふりや賃持を行っている者を奉公人に転化させる政策は採らなかったようであり、人奉行が対象としたのは農村から城下に流入して家中奉公人となっている者であった。

しかし、後期になると、家中奉公を止めて諸雑業に従事する者などが増加し、家中奉公人確保が困難になるが、それでも人奉行が幕末まで一貫して存置されて、奉公人確保のための機関として機能を果たし続けた。

鳥羽藩(松平家)の宛人

鳥羽藩では、宝永3年(1706)以前から郷中へ割り当てて奉公人を調達していた⁶⁾。その奉公人は大庄屋が見分して上中下の等級を付け、勘定所に渡されたようである。家臣はあらかじめ必要人数を勘定所に申請しておき、そこで鬮引きによって家臣に渡された。

秋田藩(佐竹家)の村役奉公人

秋田藩では、正徳期に、村役奉公人と称して、各村ごとに奉公人数を割り当て、強制的に武家奉公人を徴発しようとした⁷⁾。この措置は、「在々

二ても致迷惑候得とも、奉公人払底二付、無拠在々え被仰付候」ものとされている。

長岡藩（牧野家）の充人^{あてにん}

長岡藩では、享保2年（1717）以前より、家臣団が必要とする武家奉公人を、藩が直接領内に割り付けて調達する充人制度が採用されていた⁸⁾。この充人は一年季で2月2日が出替日であった。収入は藩からの給金と藩領全体が負担する与荷米^{よないまい}であった。藩士が召し抱えられる奉公人数は藩士の石高で決まっていた、その人数を藩が藩士に支給したのである。

この制度は、宝暦期に賦課・負担システムの転換を受けつつも幕末まで存続し、同藩武家奉公人調達にとって重要な機能を果たした。

秋田藩の屋敷借調役

同藩では、宝暦以降になると、武士がその家計逼迫のため自分の屋敷内を城下下層民に賃貸することが行われていたようであるが、こうした屋敷内を借りている者から武家奉公人を調達しようとして屋敷借調役を設置した⁹⁾。この役人が屋敷を借りている庶民のうち、奉公人として適当な者を探し出し奉公させたのである。

この役は一時の中断はありつつも長期にわたって存続し、有力な武家奉公人供給ルートとなっている。

徳山藩（毛利家）の地下夫

周防徳山藩は、寛政3年（1791）から、奉公人給金高騰で家中が奉公人を確保できなくなったため、参勤交代の供立てを保障する目的で、地下夫と呼ばれる奉公人を藩が直接領内から徴発するようになった¹⁰⁾。これは、在町で日用稼ぎや小商いに従事しているような者を主要な対象として、家中が必要とする奉公人を強制的に在町に割り当てて徴発したものである。

その前提として、藩が領内の余剰労働力を直接掌握する必要があったが、現実にはこれが困難だったらしく、また、地下夫を割り当てられた在町が、それを徳山で雇用して差し出すことが多かったため、かえって家臣が相対で奉公人を召し抱えることを阻害するようになり、結局文政3年（1820）

に廃止され、それに代わって必要な給銀を地下から徴収することになった。

金沢藩(前田家)の奉公人渡奉行・奉公人奉行

武家奉公人を調達する機能を有したわけでないが、武家奉公人の家中への配分ないし統制を担った金沢藩の役人を、ここに含めて挙げておきたい¹¹⁾。

最大の外様藩であった金沢藩は、当初より武家奉公人確保策の整備を図っているが、農業労働力の確保を第一義とし、その爾余を武家奉公人に廻すという、きわめて原則的な態度を確立していた。この原則のもとで金沢藩ではすでに寛永18年(1641)頃には一季居武家奉公人の給銀上昇がみられたため、その抑止を目的として奉公人渡奉行が設けられた。

この奉行は、最初前田利常の居城小松における一季居武家奉公人の給銀上昇抑止を目的としたが、その後藩全体の武家奉公人統制を担当したらしい。すなわち、まず、在方より家中奉公に出る者は、郡奉行の手を経て奉公人渡奉行に渡され、そこで上中下の品等を決定されそれに応じた給銀書付を受け取り、この書付に基づき主人と雇用契約を結ぶ手続きが取られた。また、すでに家中奉公をしている者及びする予定の者の人数が家中より奉公人渡奉行に報告されたようである。これらの手続きにより、奉公人渡奉行は、既存の武家奉公人と新たに農村から武家奉公に出る者の実数を一手に掌握するとともに、その給銀を統制できた。

さらに奉公人渡奉行は、その名の通り家中への奉公人の配分も担当した。すなわち、家中の諸士は相対の雇用契約を差し止められ、すべて奉公人渡奉行の手を経た者を公定給銀で雇わねばならなかった。それゆえ、悪質な主人に対しては奉公人を渡さない措置が、制裁の意味をもってなされた。

しかし、この奉公人渡奉行はせいぜい1、2年しか存続しなかった模様である。この機関の存在がむしろ武家奉公人の供給を遅滞せしめ、その結果内密に相対で奉公人を雇う家中が出現したりで、あまり家中に歓迎されなかったからであろう。

この奉公人渡奉行廃止後、興味深いこととして「誰方へはたれをやれ」

といって奉公人を差配し、低給銀での雇用を防止したらしい奉公人頭なるものが出ている。これは純然たる私的機関で、藩によって捕らえられて引張切という死刑に処されている。つまり、この奉公人頭は、藩の政策とは逆に奉公人の給銀上昇をもたらす者として藩の規制を受けたわけであり、この点で本来第2節の類型として述べるべきものであるが、便宜上ここで触れておく。

さて、その後、金沢藩は、万治3年（1660）頃に武家奉公人関係行政を所轄する専任官僚として奉公人奉行を算用場内に設置した。この機関は奉公人の出身地・請人・年季等を記載した書類を、それぞれの主人より提出させ、奉公人の実数を把握した。この点で先の奉公人渡奉行の機能の一部を果たしたといえる。しかし、奉公人を家中に配分することはしていない。奉公契約の締結は当事者間で行われ、そこに奉公人奉行が介入することはなかった。それゆえ、奉公人掌握機能はむしろ弱まっているといってもよからう。

この奉公人奉行も、早くも寛文2年（1662）中には廃止された模様である。その理由は推測に頼るほかないが、おそらく奉公人に関する書類の提出等があまりにも煩雑だったからではあるまいか。

2 領主が民間に資金・給金等を付与して武家奉公人を調達する型

領主役所・役人が直接武家奉公人調達を行うのではなく、それを基本的には民間の者、主として町人に委ねながら、その民間人に調達のための資金や扶持を付与したり、あるいは役人と民間人が連携して、いわば半官半民的な体制でそれを行う場合がある。

仙台藩（伊達家）の上下屋（質物屋）

仙台藩では、近世前期に仙台・若林両所に上下屋が設置され、参勤交代等に必要とされる武家奉公人の調達を行わせたが、その業務に携わった町人10名には各1両の切米が支給された¹²⁾。

この上下屋は、近世中期には質物屋と改称され、またその機能も武家奉

公人のみならず城下の家内奉公人をも斡旋対象とする等若干の変化を示す¹³⁾。

上方の上方抱下し奉公人口入

江戸時代前期の九州諸藩では、上方の非人やそれに近い層から奉公人を調達して国許に連れ帰り召し使うことがしばしばみられた。この実質的には人身売買に近い形で雇われた奉公人を、「上方抱下し者」ないし「おこし奉公人」と呼んだ¹⁴⁾。この奉公人調達に際しては、京都や大坂にそのための口入が存在し、彼らは町奉行所によって人選されるとともに、在大坂の諸藩邸と密接に連携していたようである。従って、九州諸藩は彼ら口入の直接の領主ではないので、いささか特殊な事例となるが、一応この型に属するものとしておく。

金沢藩の奉公人裁許与力・奉公人取持人

藩役人と民間人とが連携して武家奉公人を調達する典型として、金沢藩が正徳4年(1714)5月に設置した奉公人裁許与力・奉公人取持人を挙げられる¹⁵⁾。これは、当時領民の他国出や、領内における武家奉公人の日用・ざるふり等への転身を原因として生じていた武家奉公人不足の解消を狙ったものである。

すなわち、武家奉公人を「町方・御郡方より出之」すため、6名の奉公人裁許与力と、その指揮のもとで奉公人を調達し指し引きする民間の者として4名の奉公人取持人が任命された。奉公人裁許与力の役所は、与力6名、留書足軽2名、役小者3名で構成され、奉公人裁許場所と呼ばれた。奉公人を雇い入れたい武士は奉公人裁許場所に申告し、そこから奉公人取持人にその旨伝達される。奉公人取持人は主人の希望に沿う奉公人を町長より調達し斡旋する。奉公契約の締結は、奉公人取持人2名が請人となって証文を取り交わす。その際下請人の設定が義務づけられた。奉公人取持人への世話料は、春・暮両度に分割支給される奉公人給銀のうちから、各1匁ずつ(江戸詰の者の場合は1匁5分ずつ)を主人が残しておき、主人より直接奉公人取持人に渡された。

ところが、この機関は、設置翌年の正徳5年11月にはかえって以前より奉公人を雇うのに支障が出ていると指摘される始末で、さほど効果的なものではなかったようである。そのため奉公人主附と呼ばれる主任をおく機構強化が図られたりもしたが、結局設置後10年ほど経った享保10年（1725）2月に廃止された。期待されたほどの効果を上げられないこの機関は、折りからの藩財政健全化のための儉約政策実施にあたり、真っ先に切り捨てられたものであろう。

上総抱中間の抱元

近世後期に、諸大名の江戸藩邸で使用する中間を上総から直接送り込むルートとして、上総に抱元と称される斡旋業者がいた¹⁶⁾。その雇用の具体的手続は、(i) 藩役所から抱元に対して、新規召抱予定の奉公人の種類と人数の割当が示される、(ii) 抱元がテリトリーとする村々に中間奉公の希望者がいると、当人の組頭を通じてその願意が伝えられる、(iii) 抱元は、藩からの要請に応じて、村々からの希望者を集め、当人を見定めたくうえで契約し、人主らから請状をとってこれを預かり、給金の前渡し分を人主に渡す、(iv) 中間たちは、抱元によってそれぞれの職種に応じた一定の訓練を経たくうえで、江戸藩邸に連れて行かれ、そこで抱元管下の部屋に配属され、割場役所の指示のもとで奉公する、というものであった。

このような抱元は、上総のみならず信州・甲州・駿州・遠州・三州などにもいたと推測され、中間奉公人確保の重要なルートとなっていた。彼らについても、中間を抱える大名は彼らの直接の領主ではないが、と同様この型に入れておきたい。

弘前藩（津軽家）の奉公人取扱役

弘前藩では、寛政2年（1790）2月、家中奉公人不足解消策として、足軽・小人や小給家臣の子弟を家中奉公人に出すことを命じ、その適格者を奉公人取扱役に申告させた¹⁷⁾。この措置をとるに際して、直相對での奉公契約締結を禁止している。この奉公人取扱役は、おそらく奉公人を家臣に配分する役割をも果たしたのではなく、その下に奉公人口入人がいて、そ

の両者の連携によって後者が奉公先を斡旋したものである。

第2節 類型 = 領主権力関与弱・都市型

1 民間業者に領主が一定の規制を加える型

類型の2のように半官半民とはいえないが、民間業者の自由に任せず、領主が一定の規制を加える型はきわめて多い。

江戸の日傭座

この類型に属するものとして、第1に江戸の日傭座を挙げておきたい¹⁸⁾。江戸では早くから土木工事に従事したり手間賃稼ぎをする日用取層の蓄積がみられ、日用頭が彼らを束ねていた。しかし、この日用取層は容易に浮浪化して江戸の治安にも大きな影響を与えかねないことにより、寛文5年(1655)3月に幕命で日傭座が設置された。

その幕命によれば、2名の者が日傭座に任命され、彼らは、鳶口・てこのもの・米春・せおい・軽籠持等の日用取を統括した。日用取は日傭座に対して1ヶ月24文の札役銭を支払い、日傭座は彼らに対して日傭札を交付する。無札で日用取に出たり商売をすることは禁じられ、また、日用賃も日傭座によって統制された。

日傭座それ自体の機能として、日用取を雇用先に斡旋することも含まれたかどうかは検討の余地があるが、そもそも日傭座に任命された者は日用人足請負人的業者であつたろうことからして、また、幕府御春屋の御用人足等を受け負ったことからして¹⁹⁾、日用取を雇用先に送り込むことも当然行っていたらう。

なお、日傭座の設置にもかかわらず、その後も無札者が跡を絶たず、また、日傭座が札の不要な者からまで札役銭を徴収しようとする等の弊害も生じ、そのため幕府は、寛政9年(1797)8月に日傭座を廃止するに至った。時代が降るにつれますます増加する日用取を、脆弱な組織しかもたない日傭座が統制することは、とうてい不可能であつたのである。

江戸の番組人宿

この型の典型は江戸の番組人宿である²⁰⁾。江戸には、幕府の旗本・御家人をはじめ、各藩邸詰めの武士が多数存在したことにより、武家奉公人の需要がきわめて多かった。そのため、すでに江戸時代初期より口入・受人宿・桂庵等と称される奉公人斡旋業者が現れている。

しかし、このような人宿のなかには悪質な者も混じっており、奉公人と共謀して、奉公契約を結んで給金を受け取っておきながら奉公先から欠落させ、自分も姿をくらまして給金をだまし取る等のことにより、雇主である武士の被害が無視できない状態になってきた。そのため、幕府は宝永7年（1710）8月、当時390名余いた人宿を30名ずつに分け、13の組合を作ることを命じた。

この組合は、奉公人が欠落・取逃したら、組合としてその雇主に給金を支払うか代人を出すこと、盗品がある場合はその代金を返済すること、欠落した奉公人を組合として捜査することなどを責務とした。つまり、これまで個々の人宿に委ねられていた責務を組合加入の人宿全員の連帯責務としたのである。

この組合に組織された人宿のことを通常番組人宿と呼ぶが、これが、ときに中断しつつも、制度の大枠は維持されて幕末まで存続し、江戸における奉公人斡旋の中心的役割を担ったのである。

もっとも、南 和男氏は、この番組人宿は、上記役割のほか市中取締りの一翼も担ったとして、それを公法的性格をもつものであると捉えている²¹⁾。従って、類型化としてはむしろ類型 に属させてもよいのかもしれないが、領主が直接給与・切米等を与えていたわけでないことを考慮に入れ、先に述べた通り、いわば類型 と類型 を分ける座標軸となるものとして位置付けたい。

京都の奉公人口入改会所

元禄期以前の京都では、出替期には六角堂付近に奉公人が集まり、人の市が立ったといわれるが²²⁾、近世前期にはさほど強い規制が加えられたと

は思われぬ。ある程度組織的な規制がみられるのは、ようやく宝暦12年(1762)に至ってからであり、2月に町人2名が奉公人口入改会所に任命された²³⁾。この会所は、そのもとに50名の口入人を組織して統轄するもので、当事者同士の直相対での奉公契約を禁止して必ず口入人を仲立てることを命じ、その口入料として給銀の内より半季100目につき4匁を徴収した。しかし、直相対での奉公契約は跡を絶たなかったらしく、結局明和元年(1764)正月には廃止されている²⁴⁾。

金沢藩の奉公人取持人

金沢城下には、すでに中期から奉公人取持人と呼ばれる斡旋業者が存在していたが、文政～天保期のもとの推測される史料によれば、当時の城下には奉公人取持人が44名、乳母奉公人取持人が10名、大身奉公人取持人が2名いた²⁵⁾。

この取持人には営業権を示す焼印札が渡された。この営業権は譲渡可能であった。取り扱う対象は、「御家中并又家中暨金沢町二罷在候者、寺社家二召仕候小者・下女、其外町方男女奉公人」と、全般にわたっている。ただし、茶屋女には関与しないことになっていた。

奉公契約に際しては取持人2名が請人となり、請合状は請人の手で作成して主人に渡すのが原則だった。この取持人は仲間を結成しており、請人義務は仲間一統の連帯責任とされた。この点では江戸の番組人宿と類似した性格を有していたといえよう。

名古屋藩(徳川家)の奉公人肝煎

江戸時代前期の名古屋城下における奉公人宿については不明だが、後期に至って、奉公人給金の引下げ、風儀の改良、奉公先紹介を目的として奉公人肝煎が設けられた²⁶⁾。

寛政7年(1795)には、その人数は16名だったとされる。

2 領主の関与が弱い不明な型

江戸時代の奉公人斡旋業者に対して、領主が何ら規制を加えないという

ことは 例えば給金高騰抑止からしても あり得ないように思われる。しかし、1 でみた番組人宿のように仲間を作らせることと比べれば、領主規制が弱いといったケースは考えられる。さらに、どのような規制が加えられたか不明の場合もある。ここでは、それら両者を含めて事例を挙げてみたい。

大坂の奉公人肝煎

丁稚や手代といった商家奉公人は主として血縁や地縁等によって雇い入れられたが、商都大坂でも商家の下男下女や大坂在住武士の奉公人は当然必要とされたから、彼らの奉公先を斡旋する業者は存在した。ただし、その実態を教えてくれる文献・史料は必ずしも多くないように思われる。

早い例では、承応2年（1653）正月に、「二月廿日、八月廿日以後、主なしの小者・中間二宿かし候者於有之は、宿主曲事たるへし²⁷⁾」という触が出されているので、武家奉公人を斡旋する宿が存在し、奉公人の出替日が2月20日と8月20日の2回あったことが知られる。また、寛保2年（1742）11月に、口入株を取り上げる一方、それを望む者は申し出よとしていることで、この奉公人斡旋業者は株として営業していたことも明らかである²⁸⁾。

注目したいのは、明和8年（1771）3月に江戸町人が奉公人肝煎惣代になることを出願し、それが不許可になっていることである²⁹⁾。この奉公人肝煎惣代は、請人としての責任を負うものでなく、奥印を捺すことを任務とする者だったようで、いわば口入業者たる奉公人肝煎を組織・統括し、奥印を捺すことで奉公契約を確認するとともに、奥印の手数料を徴収し、そのなかから一定額を大坂町奉行所に上納するといったことが予定されていたのであろう。これを出願したのが江戸町人であったこと、また大坂町奉行がこの出願を許可しなかったことは、そもそも大坂町人にはこのような奉公人肝煎組織化の希望がなかったことを意味しよう。

そして、天明2年（1782）5月には、同じく江戸町人3名より、口入50名を男女奉公人口入仲間として組織化し、奉公人世話所を設立することが

出願されたが、これまた不許可となり³⁰⁾、また、寛政10年(1798)8月にも同旨の出願があって、これまた不許可になっている³¹⁾。

このように、江戸の番組人宿と類似した奉公人肝煎の組織化がいずれも不許可になっていることからして、江戸よりも幕府の関与が弱かったことは間違いなからう。

盛岡藩(南部家)の人屋

盛岡藩では、延宝8年(1680)5月20日に、町人2名より「盛岡御城下御侍方にて被為召遣候年季質物・一季之奉公、并御町方にて召仕候男女」の奉公契約に関与する人屋設置を認めて欲しい旨の願書が出された。この願書のごく大まかな要旨は以下の通りである。当時「かろき者」が口過ぎのため過分の礼金を取って身売り人の請人になるため、前渡し身代金の返済が必要になったり取逃げがあってその弁償をしなければならないときなどに、その金銭を出せないなどにより、「下人公事」が生じている。そこで、人屋を認めてもらえれば、身代金の返済が必要な場合はその金額を、また取逃げ金については3両までは即時に、雇主に支払うようにして「下人公事」にならないようにする。その代わりに、雇主から祝銭として200文、身売者から筆銭1歩につき40文ずつを受け取るようにしたい。また、質屋を1軒経営させて欲しい。なお、身代金額は、男は1両3歩を、女は1両1歩を最高額としたい。

この内容からすると、人屋の主たる役目は、奉公契約の安定を図って、雇主が損害を被らないようにすること、及び身代金額高騰抑止にあったようだが、そのほかにも在方百姓が身売りしたいと望んできたら、代官衆・地頭に断ったうえで差し置くこと、奉公人を雇いたいと申入れがあれば、侍・町人・百姓の高下なく先断り次第斡旋することの条項もあるので、奉公人斡旋機能もあったといえよう。そして、この人屋設置が天和2年(1682)2月29日に認められた³²⁾。さらに、詳細は不明だが、翌天和3年4月には、花巻の町人1名より「和賀・稗貫両郡之人屋願」が出され、これも認可されている³³⁾。

これらの人屋がその後順調に機能したのかどうかは不明だが、人屋に係わる史料が管見の範囲ではまったくみられないので、おそらくさほど有効なものではないとして、かなり早い段階で廃止されたのではなかろうか。

秋田藩（佐竹家）の人屋

秋田藩では、元禄16年（1703）12月に、領民5名から出されていた人屋請合願いが許可された³⁴）。この人屋とは「久保田御家中にて被召抱候男女之奉公人、其外久保田御町・湊御町共ニ、奉公人御普代者・御仕着者之外、年季質物・老年限之給取、又は江戸立帰」を請け合せて差し置くものであり、在方より久保田城下・湊町に奉公に出る者は、肝煎・老名百姓・親類等の者が同道のうえ人屋に出頭し、人屋を通して奉公先を決めることとされた。

ところが、それからわずか3ヶ月後の同17年2月にこの人屋は廃止され、以前のごとく奉公人召抱えは相対次第になった。その廃止理由は、1つには、人屋が奉公人を募集する際、奉公に出る気のない者にまで「従公儀被仰付候抱と申掠」め、農村労働力確保の支障になったこと、もう1つは、このような強引な奉公人斡旋にもかかわらず、現実には「存之外奉公人不自由ニ罷成」ったことであった。

盛岡藩の奉公人差配人

盛岡藩は、明和9年（安永元、1772）9月に奉公人差配人を設けている³⁵）。すなわち、当時奉公人不足、給金高騰が城下・在郷とも著しく、そこで給金を公定するとともに、「右奉公人致世話候もの無之候得は、召抱方指引共差支ニ相見得候」として、3名の町人を奉公人差配人として任命して、奉公人を召し抱えたい者は彼らに申し込むようにさせた。

この奉公人差配人は請人としての責任まで負う者でなく、単なる斡旋業者であり、雇主と人主・請人との間の仲介を行い、その手数料として、上一季奉公人1名につき150文、中一季奉公人100文、女奉公人50文を雇主側から受け取る定めになっていた。

しかし、1年2ヶ月後の安永2年（1773）11月に至り、奉公人差配人設

置にもかかわらず「其以来共奉公人不自由」のままであるとして、その廃止が決定された。

第3節 類型 = 領主権力関与強・農村型

1 領主役所・役人自体が農村奉公人を調達する型

この型の事例はほとんど目につかなかったが、強いて挙げると、幕府による次の二つの政策を掲げられる。

伊豆諸島より北関東幕領への奉公人移植

明和7年(1770)閏6月、幕府は、幕領の手余り荒地対策として、伊豆の八丈島・小島より奉公人を移植することを計画し³⁶⁾、とくに荒廃の激しかった北関東幕領への移植を実行に移すこととし、翌8年夏に30~40名出島させることを予告した³⁷⁾。しかし、受入側としては、通常の農村奉公人ではなく、譜代下人のな労働力としての受入れを望み、きわめて少数の移植が行われたに止まった³⁸⁾。

下野国幕領代官手附奉公人召抱え御用

寛政5年(1793)11月に、下野国幕領の代官手附が、奉公人召抱え御用として越後に派遣されていることが知られる³⁹⁾。周知のように、この時期は、天明の大飢饉の影響で東北・北関東周辺農村の人口が激減したため、それへの対策であろう⁴⁰⁾。

2 領主が民間に資金・給金等を付与して農村奉公人を調達する型

米沢藩(上杉家)の越後奉公女寄宿

この型についても事例は少ないのだが、米沢藩では、宝永6年(1709)に、資金付与等は不明ながら、小国町に越後からの奉公女の寄宿2名を指定し、奉公先などを決めさせていた⁴¹⁾。契約にあたっては、抱え主より金1分につき30文、女を連れてきた者より40文が寄宿に支払われた。この女性奉公人の奉公先が武士なのか庶民なのか必ずしも明確でないが、後期

になると農村人口が大きく減少したことにより、越後・最上・福島等より農民の移住を積極的に進めることになる。こうしたなかで他領者奉公人の引入れも行われたものと思われる。

会津藩の越後者引入れ

会津藩でも、宝暦13年（1763）に町人中条藤右衛門が「諸郡村質券・給取・費用取之類越後者引入之義」を願い出たことに対し、願いの通り許可している⁴²⁾。この場合、藩が費用等を援助したか否か不明だが、との関係もあり、この類型に入れた。この願いでは、最近農村奉公人の給金等が高騰しており、田地耕作の支障になっていると願い出の理由を述べ、さらに引き入れた者を「会津分限」にしてくれたら、人数不足も解消するだろうという。

会津藩では、古くより越後から「貰子」と称する実質的な人身売買が行われており、享保期には、家中女奉公人調達のため越後者を引き入れる業者も任命された⁴³⁾。宝暦8年（1758）には、享保3年（1718）に16万9,200名余だった百姓人数が、今では14万2,160名余まで減少しており、これに伴って手余地が多くなり、作毛も不熟で年貢も減っているとして、仙道筋（白河・伊達・信夫地方）に向かう越後者を当地に引き留めて2、3ヶ年雇い、場合によっては百姓にすることにしようかとの郡奉行よりの建議が出され、これが許可されている⁴⁴⁾。先の越後者引入れ業者の許可は、こうした同藩農村人口減少への対応策の1つといえよう。

会津・南山御蔵入領の他邦者引入ん役

幕府領である会津・南山御蔵入領では、文化元年（1804）に越国者引入計い人を任命した⁴⁵⁾。一時の中断を挟みつつ、天保2年（1831）以降他邦者引入ん役が任命されている。この役は業者ではなく名主クラスの村役人であり、この点では領主役人に近い性格をもつ。しかし、彼らが越後国に出張する際の資金の助成を領主から受けていることもあり、この型に入れた。

さらに、引き入れる対象は、奉公人ではなく嫁や養女ということになっ

ている。この点でも職業斡旋事業と性格付けることは問題であるが、その移住者のほとんどが女性であり、なかには婚姻適齢期を過ぎている者もいたらしい。

つまり、南山御蔵入領では19世紀初頭に大麻・麻織物等の商品生産を担う女性労働力の需要が上昇した。一方、隣国の例えば村松藩(堀家)では他所奉公を禁止していたが、養子ないし縁組等については領外への転出を認めていた。そこで、越後側諸藩から南山御蔵入領へ女性を引き入れるためには、妻とか養女といった名目が必要であり、実態は奉公人といつてよいものであったと推測される。

水戸藩(徳川家)の越後者引入れ人

水戸藩領那珂郡部垂村の村役人が天保10年(1839)8月に郡奉行に提出した願書に、人口減少・田畑荒廃・農家奉公人払底・給金高騰の対策として、越後へ行き、男女60~70名も連れてきて奉公させたい、男女とも贅や嫁として居着かせたい。ついては、その費用として100両拝借したい、とある⁴⁶⁾。

これが実現したか否かが不明だが、農村奉公人を他領から引き入れる際、藩がその費用を準備したことは十分考えられよう。

第4節 類型 = 領主権力関与弱・農村型

1 民間業者に領主が一定の規制を加える型

金沢藩の奉公人座

金沢藩は、享和元年(1801)に、(i) 農業奉公人確保と(ii) 農業奉公人の風儀矯正、農村浮浪者・欠落人取締りとを目的として、奉公人座を設置した。これ以降は相対での奉公契約は禁止され、すべて奉公人座がそれに介入することとなった⁴⁷⁾。

ところが、早くも翌享和2年には、奉公人座はその所期の目的をまったく果たすことなく廃止された。奉公人座が農業奉公人の周旋を一手に掌握

することにより相当強大な権限を有したため、従来の村政機構である肝煎等との間に軋轢が生じたためであろう。

仙台藩の奉公人宿

仙台藩は、文化10年（1813）9月に郡方に奉公人宿を設置した^{48）}。これは、代官の献策を基礎として実現したものであるが、この献策によれば、近年在々の一季も他国者の当座手間取も給金が高く、百姓が下人を召し抱えられないため耕作が行き届かず、上下とも不益になっているので、「御郡切両、三人つゝも奉公人口入宿と申者被相立置、右之者共より一季・半季・当座手間取迄請合始末為仕召抱候様の掟」にすれば、取締りもよく給金の引下げにもなろうとの意図をもって設置されたものである。奉公人宿は、雇主から1名につき100文の手数料を受け取り、さらに御伝馬・歩夫の役負担を免除された。

しかし、この農村に設置された奉公人宿も、6年後の文政2年（1819）9月に廃止されることになった。その廃止理由は、そもそも奉公人宿は農村奉公人の給金高騰抑止を目的に設置されたにもかかわらず、それはまったく名目のみで効果が上がらず、そのうえ宿に歩夫・伝馬役を免除したため、それが村町の負担増をもたらして痛みとなっているというのである。そして、奉公人宿廃止後は、その業務を肝入・検断が勤めるよう命じている。

松代藩（真田家）の奉公人世話役

松代藩では、領内の奉公人不足が深刻になった文政7年（1824）に、城下町と町外に奉公人世話宿を設置したが、2年後の同9年にはさらに村々にも奉公人世話役を立てた^{49）}。これは、奉公人が払底する一方、奉公に出たくても手寄りがない等の理由で奉公先にありつけない者がいるので、その両者を取り持つことで事態の打開を図ろうとしたものである。

さらに天保7年（1836）には、それまで禁止していた他所奉公を解禁するとともに3名の奉公人取締人を設け、より広域化する領民の移動を掌握しようとした。この奉公人取締人それ自体は奉公先を斡旋するものではな

いが、名主・組頭・長百姓・奉公人世話役から誰がどのような奉公先に出ているかの報告を受けて、その掌握をしたものである。

2 領主の関与がきわめて弱いか不明な型

桐生・足利地方の奉公人宿

非領国地域であって、織物業の発展に顕著な特徴を示す上野国桐生・下野国足利地方においては、すでに宝暦期に7軒の奉公人宿の存在を確認できる⁵⁰⁾。この宿により斡旋される奉公人は、農業生産に従事する奉公人でなく、もっぱら機屋奉公人である。

この奉公人には出替日が12月6日と決められていて、その日になると各奉公人はそれぞれの宿に下がって泊まった。また、奉公人の親も在所から出てきて同じ宿に泊まったようである。奉公人を雇いたい者は、それらの宿に行って奉公人を探すのであり、その様子は「我も我もと抱へおくれては不相成候故、彼の宿へ行き行きつ戻りて町中走歩行候」といわれ、そのため町中が賑わいをみせて無用の者も見物に出てきて、「祭礼開帳場同様」ともいわれている。このような場は、次にみる奉公人市に近いものといってもよからう。

これらの奉公人宿は契約証文の作成に立ち会い、給金の授受を確認し、口入人としての責務を果たすのみで、請人の責めまでも負うものではなかったようである。しかし、奉公人不足はここでも深刻だったようで、宿が次第に横暴に振る舞い始め、普段付届けのない雇主には奉公人を斡旋しないと、世話料が次第に高額になるとかの弊害が生じたようである。

これへの対応として、宝暦3年(1753)に雇主側の総代が町役人に、機屋奉公人の雇用に際して奉公人宿が介在することにより、(i) 奉公人争奪がせり売り状態になって給金が高騰する、(ii) 手数料等の奉公人宿への支払いが増えて同様に給金が高くなる、という理由を挙げて、今後雇用契約は相対にさせて欲しいとの願書を提出している。

この願書の提出先が町役人であることが注目される。これがさらに領主

まで届けられたのか不明であるが、これまた非領国地域であることから、むしろ実質的な規制は町役人クラスが行っていて、領主の関与は低かったと推測される。

信達地方の奉公人宿

同様に非領国地域である陸奥国信夫・伊達地方は、古くから蚕種業が発展しており、それに伴って農業労働力が不足し始めた寛政期以降になると、最上や越後から多量の出稼ぎ労働者の流入がみられ、そのための奉公人宿が多く存在した⁵¹⁾。この宿は奉公契約に立ち会って給金額決定に関与し、また契約を破棄する際にも宿の了解が必要であった。さらに、この宿は単なる口入業者でなく請人としての責任をも負っていたと思われる。

また、梁川村の口入宿9軒は宿屋仲間を結成して、奉公人統制機能も果たしていたようであり、越後国内を廻村して奉公人を調達する者をも使っていたという。そして越後側にもこの口入を世話する者がいて、信達地方と越後との双方が互いに情報を交換して、奉公契約を成立させていた⁵²⁾。

こうした奉公人宿に対する領主の関与がどの程度だったかは必ずしも明確でない。奉公人宿を開業することには領主の許可が必要だったであろうが、一般的に領主権力が強力でない非領国地域の特性をも反映して、かなり宿の自主的規律に任されていたのではあるまいか。

弘前藩（津軽家）の仮子頭

弘前藩では、寛政頃に農村に仮子頭が存在していた⁵³⁾。仮子とは主に農家の二、三男を意味し、在地の雇用労働力であった。彼らを雇う際には、城下と同様相対での契約は禁じられ、奉公人はこの仮子頭の統制下に入りたい。しかし、藩がどの程度この仮子頭に関与していたかは不明である。

飛騨高山の「をなご衆」

高山では、明治中期に至るまで、家内奉公人としての「をなご衆」の雇用慣行があった⁵⁴⁾。遠村から高山に出てきて奉公先を求める「をなご衆」は、市中の親戚知己に「ヤド」と称する身許引受人になってもらうことを

頼み、この「ヤド」は、親元に代わっていっさいの責任を負った。雇入れに際しては、とくに年季は決められず、出入り商人などが世話役になって双方の合意で契約が成立した。

この例の場合は領主の関与がほとんどみられなかったようであり、当事者双方の自律的な合意のみで雇用が行われている。この点で、次にみる奉公人市における雇用契約に類似しているが、ただ市が立ったのではなく、あくまでも個別的な奉公先への斡旋があっただけらしいことが、奉公人市との違いであろう。

3 奉公人市

業者が介在しているわけではないが、奉公契約を結ぶ場の1つとして奉公人市を見逃すことはできない。この奉公人市については、歴史学のみならず民俗学においても研究対象とされており、研究蓄積も厚い⁵⁵⁾。これらによれば、多くの奉公人市は農漁村の労働力確保を目的として自然発生的に形成されたらしく、また、領主権力の関与はまったく、あるいはほとんどなかったようである。以下、いくつかの奉公人市を取り上げて、その実態を確認する。

加賀の女市

少なくとも延宝・元禄頃の加賀国金沢にも女市(辻人市とも称された)があった⁵⁶⁾。毎年3月5日の出替日頃に市が立ったと推定され、場所は殿町角の富田越後守邸の土蔵下堀際とされる。奉公先を求める女性と雇主とがここで直接交渉し、期間は通常1年季であった。とくに取持人等はなかったといわれる。

ただし、金沢藩は、この自由な奉公人市を認めていたわけではなく、寛文9年(1669)2月16日、延宝7年(1679)3月4日と、女奉公人が辻人市に立つことを禁じている。この点では強力な領主権力の関与があったといえるべきであるが、たとえ非公認の市であっても、市での雇用契約それ自体は当事者双方の直接交渉で成立した点を考えて、奉公人市の一例として挙

げておく。

長門滝部の奉公市

よく知られた奉公人市の1つに、長門滝部の奉公市がある⁵⁷⁾。江戸時代から昭和16年（1941）頃まで存続したという。市日は毎月1日、10日、20日であるが、最も盛んなのは春4月10日から5月10日・20日と秋9月1日から9月20日・10月1日であった。当初は高札場付近が市場となり、特定の建物などはなく、人家の軒先や付近の飲食店が利用された。

雇主は好みの者を物色して、双方の住所を名乗り、奉公人の年齢、農業の技術、出稼ぎの回数を聞き、奉公人は雇主の農業経営の有様、家族人数・病人の有無、仕事の範囲、雇用期間、休日、食事、寝所などを聞き、話し合いで給金を決めた。話が決まると手打ちの酒を飲んだという。

宗像の女中市

滝部の奉公市が定期市だったのに対して、この宗像の女中市は、毎年10月1日から3日間行われる宗像神社の秋の大祭の際に開かれた⁵⁸⁾。この市は、その名の通り若い女性が農家へ短期労働に雇われる機会を提供するもので、その中心は筑前大島の農漁家の女性であったという。

この市では、奉公先を求める女性達が同神社の一ノ鳥居の下辺りで待っていると、女中を求める農民がきて女性に声をかけ、個々に交渉が行われた。女性から農民に声をかけることはしなかったという。雇主が自分の所、耕作面積、家族などを述べ、相手の住所、年齢、奉公経験等を尋ね、そのうえで給金はいくらと提示した。両者の間で遣り取りが行われたのち、交渉が成立すると参籠殿の方で手打ちをした。契約書はなく、単なる口約束だった。

このように、この市について何らかの規約や世話人があったわけではなく、自然に雇主と女中とが集まって成立したもので、いわんや領主の関与はまったくなかったようである。

羽後国横手のワカゼ市

ワカゼとは作男を意味する方言であるが、このワカゼを雇い入れるため

の市が、第二次大戦直後まで立ったといわれる⁵⁹⁾。この市は毎年秋の彼岸の中日と冬の12月28日の2回立った。前者は秋の農繁期を前にしての市日で、後者はこの地方の出替日12月25日の直後であった。

この市には、奉公先を求めるワカゼとワカゼを求める雇主とが集まるほか、そば屋、うどん屋、茶屋等の店も出て、大いに賑わったという。この場で雇主とワカゼとが直接期間や給金の交渉をし、契約が成立すると、茶屋等で酒を飲んだという。ここでも昔は口約束だけで契約が成立したが、のちには保証人を立てて契約書を取り交わすことになったらしい。

いずれにせよ、この市も自然発生的に市が立ち、領主の関与はみられない。

おわりに

以上、江戸時代の奉公人調達・斡旋に係わる事業・業者の類型化を試みた。もちろん、全国各地の事業・業者のすべてがこの4類型にうまく当てはまるとは限らないだろうが、江戸時代の奉公人調達・斡旋に係わる事業・業者分析に際して、大枠としてはこの類型化が一定の有効性を発揮し得ると思う。

しかも、この類型化のなかで挙げた諸事例から、江戸時代の奉公人調達・斡旋に係わる事業・業者の歴史的推移をもある程度読み取れる。すなわち、前期の領主権力主導による武家奉公人確保のための調達・斡旋機関設置から後期の農村奉公人確保のための事業・業者の出現へとという大きな流れのなかで、都市部における武家奉公人確保のための事業・業者から家内奉公人全般ないし日用取層を扱う調達・斡旋に係わる事業・業者への展開という副流の存在である。本稿が、このような歴史的流れをどの程度明確に示し得たかの評価は、もちろん識者の判断に委ねるほかないが、「はじめに」で紹介した佐藤正三郎氏の提言にわずかでも応えているならば、私にとって嬉しいことである。

- 1) 佐藤正三郎「家中奉公人徴集制度の成立と目的 出羽庄内藩『振人』制度を例に」(『千葉史学』52号, 2008年) 31頁。
- 2) 吉田正志「近世雇傭法の構造とその史的展開過程序説 幕府および東北諸藩雇傭法よりみたる」(2・完)(『法学』41巻2号, 1977年)。
- 3) 同上, 65・6頁。
- 4) 同上, 65頁。
- 5) 森下 徹「岡山藩の人奉行と家中奉公人 近世中後期の奉公人確保」(『岡山県史研究』11号, 1989年, のちに『日本近世雇用労働史の研究』(東京大学出版会, 1995年)に収録)。以下の叙述は本論文による。
- 6) 谷口 昭「持ち歩かれた法」(藩法研究会編『大名権力の法と裁判』(創文社, 2007年)) 159頁, 174頁。
- 7) 吉田正志「近世雇傭法の構造とその史的展開過程序説」(2・完) 63頁。
- 8) 東谷 智「近世中後期における武家奉公人の賦課・負担システムの転換 越後長岡藩の充人を中心に」(『日本史研究』467号, 2001年) 以下の叙述は本論文による。
- 9) 吉田正志「近世雇傭法の構造とその史的展開過程序説」(2・完) 64頁。
- 10) 森下 徹「武家奉公人の徴発と雇用労働 東谷智氏の論考に接して」(『日本史研究』479号, 2002年, のちに『近世瀬戸内海地域の労働社会』(淡水社, 2004年)に収録)。以下の叙述は本論文による。
- 11) 吉田正志「加賀藩前期雇傭関係法の性格」(1)(岩手大学『アルテス・リベラレス』23号, 1978年) 161~3頁, 「同上」(2)(『同上』24号, 1979年) 74~6頁。
- 12) 吉田正志「近世雇傭法の構造とその史的展開過程序説」(2・完) 56・7頁。
- 13) 同上, 59・60頁。
- 14) 秀村選三「近世前期肥後における『上方抱下し者』 宇土細川藩を中心として」(『九州文化史研究所紀要』8・9合併号, 1961年), 牧 英正「おこし奉公人 大坂の非人と江戸の非人」(平松義郎博士追悼論文編集委員会編『法と刑罰の歴史的考察』(名古屋大学出版会, 1987年), 森下 徹「対馬の抱下し者と都市下層社会」(『部落問題研究』168号, 2004年)。
- 15) 吉田正志「加賀藩中期雇傭関係法の性格」(大竹秀男・服藤弘司編『幕藩国家の法と支配』(高柳真三先生頌寿記念, 有斐閣, 1984年)) 463~73頁。
- 16) 吉田伸之『近世都市社会の身分構造』(東京大学出版会, 1998年)第2編補論「上総抱の中間と抱元 近世後期における農民の都市流入の一面」(初出は1987年), 松本良太「『上総国奉公人抱方為取替規定』について 上総における抱元関係史料」(『歴史科学と教育』11号, 1992年) 89頁以下。
- 17) 浅倉有子「家中軍役規定の改変と蝦夷地出兵 従者確保の問題を中心にして」(長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』(国書刊行会, 1984年)) 402~3頁。なお, 城下には2軒の「宿屋」があったという(同上, 423頁)。
- 18) 日傭座については, さしあたり斎藤紀子「日傭座を通してみた日傭者の統制」(『学習院史学』4号, 1967年), 南 和男『江戸の社会構造』(塙書房, 1969年)第4章「日傭座の機能と日傭人」, 吉田伸之『近世都市社会の身分構造』第2編第5章「江戸日傭座と日傭

=身分」(初出は1984年)参照。

- 19) 南 和男『江戸の社会構造』275～9頁。
- 20) 江戸の番組人宿に関する研究は豊かな蓄積をみせており、長倉素子「人宿組合と武家奉公人」(『学習院史学』5号,1968年),南 和男『江戸の社会構造』第3章「武家奉公人と人宿」,牧 英正『雇用の歴史』(弘文堂,1977年)129～34頁,松本良太「藩邸社会と都市下層社会 労働力供給の問題を中心に」(『人民の歴史学』121号,1994年),同「人宿」(岩波講座『日本通史』15巻・近世5(岩波書店,1995年)),市川寛明「江戸における人宿の生成と発展 六組飛脚仲間米屋田中家を事例に」(『東京都江戸東京博物館研究報告』7号,2001年),同「江戸における人宿商人の家業構成について 米屋田中家を事例に」(『同上』8号,2002年)等参照。
- 21) 南 和夫『江戸の社会構造』201頁。
- 22) 塚本 学『生類をめぐる政治』(平凡社,1983年)223頁。
- 23) 京都町触研究会編『京都町触集成』4巻(岩波書店,1984年)617号(169・70頁)。
- 24) 同上,1022号(283頁)。
- 25) 侯爵前田家編輯部『加賀藩史料』13編(1940年)864～70頁。
- 26) 『名古屋市史』政治編 第2(名古屋市,1915年)264～5頁。
- 27) 『大阪市史』3(大阪市,1927年)42頁。なお,最近の成果として,塚田 孝「宿と口入」(原直史編『商いがむすぶ人びと』(身分的周縁と近世社会・3,吉川弘文館,2007年))がある。
- 28) 『大阪市史』3,472頁。なお,堺でも,明和2年以降奉公人口入株が5株許可されていたことが確認できる(『堺市史』3巻(堺市,1930年)433頁)。
- 29) 『大阪市史』3,788頁。
- 30) 『同上』1,849頁。なお,天明4年には,日雇取の組織化の出願が大坂町人からあったが,これも不許可であった(『同上』3,補遺51頁)。
- 31) 『同上』4上,318頁。
- 32) 盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編『盛岡藩 雑書』4巻(熊谷印刷出版部,1990年)天和2年3月14日条(804～7頁)。
- 33) 同『同上』5巻(熊谷印刷出版部,1991年)天和3年4月14日条(50頁)。
- 34) 吉田正志「近世雇傭法の構造とその史的展開過程序説」(2・完)63頁。
- 35) 同上,64頁。
- 36) 荒井顕道編・瀧川政次郎校訂『牧民金鑑』(西田書店,1969年)明和7寅年閏6月22日書付(下巻,143頁)。
- 37) 同上,同年10月29日「申渡」(下巻,144頁)。
- 38) 秋本典夫『北関東下野における封建権力と民衆』(山川出版社,1981年)第1編第4章第2節「北関東の荒廃とその復興策 芳賀郡における幕府の入百姓政策を中心として」(初出は1965年)234・5頁,240頁註(30)。なお,寛政元年7月に,松平定信が,神津島の住民数千人を奥羽などの荒地に移住させ,そのあとに江戸の無宿を集中的に送り込む計画を立案したことについては,服藤弘司『『公事方御定書』研究序説』『寛政刑典』と『棠蔭秘鑑』収録『公事方御定書』(創文社,2010年)417頁参照。

- 39) 『新潟県史』資料編10・近世5(新潟県,1984年)615~7頁。
- 40) 岩本由輝「北陸浄土真宗信徒移民の展開」(東 敏雄・丹野清秋編『近代日本社会発展史論』(ペリカン社,1988年))33頁は、北関東幕領において、越後幕領からの浄土真宗信徒移民が本格的に導入されたのは、寛政5年7月のことであるという。この移民については、単に幕領のみならず、北関東諸藩が直接あるいは浄土真宗寺院等を通して間接に、広く導入したとのことである。一家を挙げての移民獲得と単身の奉公人調達とは質的な違いがあるだろう。しかし、まずは単身の奉公人として移住し、のちに家族を呼び寄せるといったようなケースも考えられなくもないので、より精査すれば、この類型の事例をさらに検出できるかもしれない。
- 41) 『山形県史』資料篇16・近世史料1(山形県,1976年)290頁。
- 42) 家世実紀刊本編纂委員会編『会津藩家世実紀』10巻(吉川弘文館,1984年)同年10月20日条(444・5頁)。
- 43) 同『同上』6巻(吉川弘文館,1980年)享保元年閏2月14日条(271頁)。
- 44) 同『同上』10巻,同年4月29日条(191頁)。
- 45) 川口 洋「十九世紀初頭の会津・南山御蔵入領における他邦者引入任役の動向」(『史境』50,2005年)17頁以下。
- 46) 水戸市史編さん委員会編『水戸市史』中巻(3)(水戸市,1976年)650頁。
- 47) 服藤弘司「奉公人座」(『金沢法学』1巻,1955年),田中喜男「近世奉公人資格規制の変遷過程」(『日本歴史』145号,1960年)93頁以下,田川捷一「奉公人座について」(七尾近世史料研究会『七尾の地方史』4号,1970年)17頁以下。
- 48) 吉田正志「近世雇傭法の構造とその史的展開過程序説」(2・完)68~70頁。
- 49) 山田正子「近世後期松代藩の社会政策」(『市誌研究ながの』9号,2002年)42~50頁。
- 50) 吉田正志「近世雇傭法の構造とその史的展開過程序説」(2・完)69・70頁,蓼沼綾子「桐生新町における奉公人宿の役割」(『年報日本史叢』1998年)84~90頁,同「上州東毛地域における地域間関係と女子奉公人」(『弘前大学国史研究』110号,2001年)26~8頁。
- 51) 吉田正志「近世雇傭法の構造とその史的展開過程序説」(2・完)69頁。
- 52) 高橋菜奈子「越後の他国稼ぎと口入・宿」(『国史談話会雑誌』43号,2002年)167~72頁,同「近世東北農村における女性雇用労働 養蚕経営の給金帳分析から」(『総合女性史研究』21号,2004年)15~20頁。
- 53) 朝倉有子「家中軍役規定の改変と蝦夷地出兵」(長谷川成一編『津輕藩の基礎的研究』)423頁。
- 54) 大倉歌子「をなご衆」(飛騨考古土俗学会『ひだびと』7年2号,1939年)69~72頁による。
- 55) 奉公人市の概説として,竹内利美「奉公人・雇い人・徒弟」(『日本民俗学大系』4・社会と民俗(平凡社,1963年))92頁,北見俊夫「市とその生態」(『日本民俗文化大系』11・都市と田舎(小学館,1985年))255・6頁,福田アジオ他編『日本民俗大辞典』下(吉川弘文館,2000年)529頁「ほうこうにんいち」の項(伊藤 彰執筆)等を参照。
- 56) 長岡博男「加賀の女市」(飛騨考古土俗学会『ひだびと』7年4号,1939年)167~70頁。
- 57) 稲村文夫「長門滝部奉公市の研究」(『社会経済史学』12巻4号,1942年),柳田國男編

『海村生活の研究』(日本民俗学会, 1949年) 97・8頁, 瀧川政次郎「奉公市」(『法史閑話』(創元社, 1951年) 137~42頁), 豊北町史編纂委員会編『豊北町史』(豊北町役場, 1972年) 1054~67頁。

58) 野間吉夫『玄海の島々』(慶友社, 1973年) 142~6頁, 柳田國男編『海村生活の研究』 96・7頁。

59) 細谷則理「ワカゼ市」(『旅と伝説』10巻3号, 1937年) 57・8頁。

付記1 本稿は, 2004~2006年度日本学術振興会科学研究費補助金による研究(課題番号 16530001)の成果の一部である。

付記2 初校を終えた段階で, 齊藤紘子「和泉国伯太藩の陣屋奉公人と在地社会」(『史学雑誌』119編11号, 2010年11月)に接した。同論文によれば, 同藩の陣屋奉公人は, 藩が郷惣代を通して直接村々より徴発しているようなので類型の1に, また, 寛政5年に農村奉公人の給銀抑制のために上神谷郷12ヶ村の村々におかれた奉公人口入は, それら村々の村役人の協約によって設置されたものであり, 藩の関与はみられないようなので類型の2に, それぞれ分類できるであろう。